

令和4年度ベビーシッター等による子育て支援事業について

1 概要

子どもと家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、ベビーシッター等による子育て支援事業について、現行の「子育て訪問支援券事業（0歳児、1歳児用）」等を「ベビーシッター利用料助成制度」に移行するとともに、家事や育児等を支援する「おうち家事・育児サポート事業」を新たに実施するなど、新たな体系により事業を展開する。

2 実施内容

(1) ベビーシッター利用料助成制度（拡充）

ア 開始時期 令和4年4月

イ 対 象 0歳から満6歳になる年度の末日までの児童
(病児・病後児の場合は、小学校3年生までを対象)

ウ 支援内容 ベビーシッターの派遣による保育サービスを受けた際の保育利用料の一部を助成する。

・ 7時～22時：上限2,500円/1時間

・ 22時～翌7時：上限3,500円/1時間

エ 上限時間 児童1人につき年度当たり144時間、多胎児は児童1人につき年度当たり288時間

※小学校1～3年生（病児・病後児の場合のみ対象）は、児童1人につき年度当たり16時間、多胎児は児童1人につき年度当たり32時間

(2) おうち家事・育児サポート事業〔産後家事・育児支援事業から改称〕（新規）

ア 開始時期 令和4年4月

イ 対 象 満3歳未満の児童がいる世帯

ウ 支援内容 保護者の申請により「サポート券」を交付し、ベビーシッター等による家事や育児等に係る支援を、1時間当たり1,000円で利用できるものとする。ただし、保護者在宅時の利用の場合に限る。

エ 上限時間 1世帯当たり以下の上限時間とする。

①0歳児がいる世帯 : 40時間

②1・2歳児がいる世帯 : 20時間

※①と②いずれにも該当する世帯は40時間とする。

※1回当たりの最低利用時間を2時間とする。

オ その他 ・利用に当たっては、区認定の事業者（4社程度を想定）の中から選択する。

・40時間又は20時間のうち、2時間分は利用者負担なしでサービスを利用できるプレミアムを付与する。

・多胎児を養育する世帯は「多胎児家庭サポーター事業利用料助成制度」の対象となるため、本事業は対象外とする。

(3) その他

- ア 「ベビーシッター利用料助成制度」への移行に伴い、子育て訪問支援券（0歳児、1歳児用）の交付・利用を、令和4年3月末で終了とする。
- イ 現行の「ひとり親家庭子育て訪問支援券事業」及び「多胎児家庭サポーター事業利用料助成制度」は、継続して実施する。
- ウ 前年度の住民税が非課税の世帯又は生活保護受給世帯の方には、「ベビーシッター利用料助成制度」については児童一人当たり4万円を上限に入会金や年会費等を追加で助成する。また、「おうち家事・育児サポート事業」については利用料の半額を助成する。

3 今後の主なスケジュール(予定)

- 令和4年3月 ・区報（3月10日号）や区HP、SNS、区設掲示板、子育て応援メールマガジン等で、新たな体系による事業概要等の周知
 - ・子育て訪問支援券（0歳児、1歳児用）交付・利用の終了
- 4月 新たな体系による事業の開始

《参考:ベビーシッター等による子育て支援事業の展開図》

【令和3年度】

子育て訪問支援券事業 (0歳児、1歳児)
ベビーシッター利用料助成制度 (満2歳から満6歳になる年度の末日までの児童)
訪問型病児・病後児保育利用料助成 (生後4か月から小学校3年生までの児童)

ひとり親家庭子育て訪問支援券事業 (小学校6年生以下の児童のいるひとり親家庭)
--

多胎児家庭サポーター事業 利用料助成制度 (満3歳未満の多胎児がいる世帯)

【令和4年度】

ベビーシッター利用料助成制度 《拡充》 (0歳から満6歳になる年度の末日までの児童) ※病児・病後児の場合は小学校3年生まで
--

おうち家事・育児サポート事業 《新規》 (満3歳未満の児童がいる世帯)
--

ひとり親家庭子育て訪問支援券事業 《継続》 (小学校6年生以下の児童のいるひとり親家庭)

多胎児家庭サポーター事業 利用料助成制度 《継続》 (満3歳未満の多胎児がいる世帯)
--